

「空家等対策における連携及び協力に関する協定」を専門家12団体と締結しました

空家等の発生の予防及び適正かつ円滑な利活用の促進を図り、総合的な空家等対策を推進することを目的に、川崎市は専門家12団体と「空家等対策における連携及び協力に関する協定」を締結しました。

本協定により、空家所有者向けの相談体制を充実するなど、各専門家団体と連携・協力した取組を行うことで、空家の発生予防や空家の利活用を推進してまいります。

1. 締結日 令和2年11月26日（木）

2. 協定締結団体（12団体）（50音順）

- ・神奈川県行政書士会
- ・神奈川県司法書士会
- ・公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会川崎北支部
- ・公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会川崎中支部
- ・公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会川崎南支部
- ・神奈川県土地家屋調査士会
- ・一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会
- ・公益社団法人 神奈川県ペストコントロール協会
- ・神奈川県弁護士会
- ・一般社団法人 川崎市建築設計事務所協会
- ・公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部川崎支部
- ・東京地方税理士会

3. 本協定により実施する主な取組

（1）空家所有者向け相談事業の実施

川崎市では、これまで川崎市住宅供給公社と連携し、空家の利活用等に関する相談窓口（川崎市すまいの相談窓口）を実施し、専門家団体の紹介等を行ってきました。本協定により、相談内容等を市（川崎市住宅供給公社）と専門家団体が共有することにより、相談者の負担を軽減し、相談の円滑化を図ります。

なお、本協定に基づき拡充した相談事業は、各専門家団体と運用の調整を行い、令和3年4月から開始する予定です。

（2）周知啓発の実施

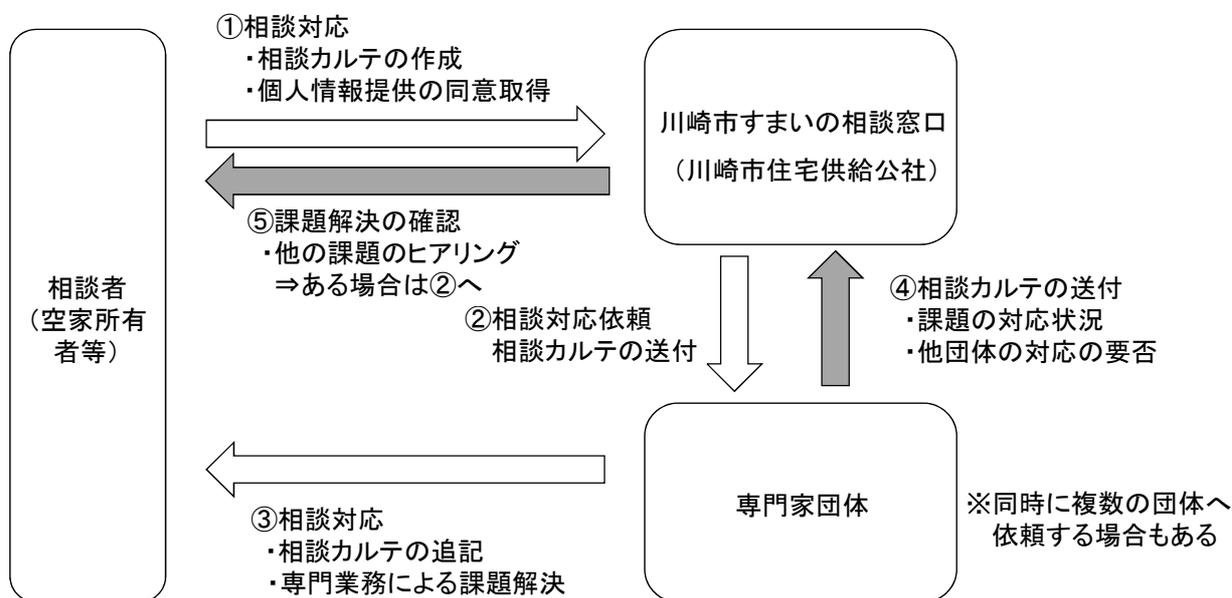
- ・市が主催する相談会、セミナー等への専門家団体の協力
- ・空家等対策に関する啓発チラシ・ポスター等の配布等の相互協力

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 小島
電話 044-200-0174

【参考】

【協定に基づく相談事業実施フロー】



【各専門家団体との協定に基づく連携事項】

- ① 川崎市住宅供給公社に委託する「川崎市すまいの相談窓口」における空家等の相談に関すること
- ② 空家等の利活用に関すること
- ③ 空家等の発生の予防に関すること
- ④ 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること
- ⑤ 空家等の不動産取引の促進に関すること
- ⑥ 空家等の権利関係の整理に関すること
- ⑦ 空家等の跡地活用に関すること
- ⑧ 空家等の管理不全がもたらす紛争の調整に関すること
- ⑨ 筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空家等対策の推進に関すること
- ⑩ 空家等に係る生活環境の保全に関すること

※神奈川県弁護士会：上記①～⑧について連携

※神奈川県土地家屋調査士会：上記①～⑦、⑨について連携

※公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会：上記①～④、⑩について連携

※上記を除く専門家団体：上記①～⑦について連携